

(簡易公募型プロポーザル方式)

検体検査（感染症関連 他 8 分野）業務委託に係る

企画提案募集実施要領

1 趣 旨

検体検査（感染症関連 他 8 分野）業務（以下、「検査業務」という。）の適正かつ合理的な運営のための企画提案を募集し、その選定結果により優先交渉事業者を決定する。

2 企画提案募集の概要

- (1) 名 称：「沖縄県立南部医療センター・こども医療センター検体検査（感染症関連 他 8 分野）業務委託」企画提案（以下、「企画提案」という。）
- (2) 方 法：企画提案書と見積金額等の内容の評価及び審査
- (3) 業務内容：「沖縄県立南部医療センター・こども医療センター検体検査（感染症関連 他 8 分野）業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照。
- (4) 業務予算額：76,996,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※契約期間 令和 5 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日 26 ヶ月間の委託料
※上記金額は企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。
※本業務受託のための一切の費用を含む。

3 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するものでないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条各号に該当するものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県内に本社又は組織体制を持つ支店があり、受託後、検査業務を履行するに足る能力を有し、且つ体制が整備されていること。
- (5) (別紙) 受託検査一覧表並びに見積金額に記載する検査に対応できること。なお、20 項目以上受託できない検査がある場合は、参加資格を満たさないものとする。
ただし、受託できない検査について、代替項目や代替提案がある場合は、前記の受託できない検査数に含まないものとして扱うこととする。
- (6) 参加申し込みを行う日前の直近 3 年間の法人に係る「国税」、「県税」等を滞納していない者であること。

- (7) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 15 条の 3 に基づき、当該業務を適正に行う能力がある証として、財団法人医療関連サービス振興会が定める「衛生検査所業務」に係る医療関連サービスマークの認定を受けた者であること。
- (8) CAP（米国臨床病理医協会）の認定を受けた者であること。
- (9) ISO 15189 の認定を受けた者であること。
- (10) 外部精度管理調査に年 1 回以上参加し、その調査結果を報告できる者であること。
- (11) 当院と同規模の一般病床 400 床以上の国・地方公共団体（独立行政法人を含む）、又はそれらに準ずる 2 箇所以上の病院で、直近 2 カ年以内に検体検査業務の受託実績があること。

4 応募方法等

企画提案の参加を希望する者は、以下の①～③に記す書類を提出し、応募するものとする。

(1) 提出書類

①【様式 1】参加表明書

②「3 参加資格」の（6）～（11）で定める書類

ア（6）にかかるもの：直近 3 年間の国税および県税の滞納がないことを証する納税証明書

イ（7）にかかるもの：医療関連サービスマーク認定証（写し）

ウ（8）にかかるもの：認定証（写し）

エ（9）にかかるもの：認定証（写し）

オ（10）にかかるもの：1 調査団体の結果がわかる資料

カ（11）にかかるもの：契約相手方が発行する履行証明書又は委託契約書の写し

※契約書の写しを提出する場合は、原本証明を行って下さい。

（写しの余白に「原本と相違ない」旨を記載し、代表者印を押印）

③組織体制が分かる会社概要

(2) 提出期限

令和 4 年 9 月 21 日（水）17 時必着

※期限厳守

(3) 提出方法

郵送又は直接持参による。

※郵送の場合は、書留郵便または配達記録が残るものに限る。

(4) 提出先

〒901-1193

沖縄県島尻郡南風原町字新川 118-1

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

総務課検体検査委託契約担当（TEL：098-888-0123 内線：1055）

5 参加資格の審査について

参加表明を行った者は、前項で記載する提出書類を基に、参加資格の要件適否について書類審査を実施する。審査結果の通知は書面で実施し、期日は次のとおりとする。

(1) 結果通知期日

令和4年9月28日(水)

(2) 参加資格の喪失について

参加資格適合者と確認された者でも、受託者決定時点において、次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る参加資格を喪失する。

- ア 「3 参加資格」に定める要件のうち、一つでも要件を満たさなくなったとき
- イ 提出書類に虚偽記載をしたとき

6 企画提案書の提出について

参加資格審査に合格した者は、次の書類を作成し、提出すること。

(1) 【様式2】企画提案応募申請書

(2) 企画提案書(目次は、別添「企画提案書の目次」のとおり作成をすること)

(3) (別紙) 受託検査一覧表並びに見積金額

※当院が配布する、(別紙) 受託検査一覧表並びに見積金額に検査方法(修正がある場合のみ朱書き記載)、受託料金(税抜)を記載し、企画提案書に左2箇所綴じをして、**カラー印刷**で企画提案書に添付すること。

(4) 提出期限

令和4年10月11日(火) 15時必着 **※期限厳守**

(6) 提出方法

郵送又は直接持参による

※郵送の場合は、簡易書留又は配達記録が残るものに限る。

(7) 提出部数

用紙媒体(紙資料)7部とする

(8) 提出先

「4 応募方法等」の(4)と同じ

7 質疑応答

質問は、「【様式3】質問書」をメールにて受け付ける。

(1) メールの件名に「沖縄県立南部医療センター・こども医療センター検体検査業務委託(感染症関連 他8分野)に係る企画提案募集への質問」と記載すること。

(2) 質問のあった事項についてはその都度、参加表明を行った全員に対して、メールにて回答する。

(3) 質問先メールアドレス: tamayona@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
総務課検体検査委託契約担当

(4) 質問受付期間

令和4年8月29日(月)～9月9日(金) 17時まで

(5) 説明会は開催しない。

(6) 質問事項全てに回答ができるとは限らない。

(7) 回答期限及び回答方法

令和4年9月16日(金)17時までに、回答書を質問者に対して、電子メールで送付する。

8 企画提案書のヒアリング(プレゼンテーション審査)

提出された企画提案書の内容について、次の期日にヒアリング(プレゼンテーション審査)を行う。

(1) 期 日

令和4年10月25日(火) 14:00～(※予定)

※詳細な開始時間は、ヒアリング(プレゼンテーション審査)実施日の1週間前を目途に当院担当から参加業者担当者へ連絡を行う。

(2) 場 所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 2階 2・3会議室(予定)

①他会場になった場合は、事前に当院担当から連絡を行う。

②プレゼンテーションは、提出した企画提案書の他、当院のプロジェクターを使用することができる。当院のプロジェクターを使用する場合は、当院担当に事前にその旨を連絡すること。PCは企画提案者の持ち込みとする。

③審査会場への入室は、説明者を含めて3名以内とする。マスクを着用し、感染対策を徹底すること。発熱等、体調が優れない場合は、審査会場への入室を認めない。

(3) 選定方法

企画提案者は提出した企画提案書に基づいて、35分(説明25分、質疑応答10分)のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、本業務委託評価票の項目で審査し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者とし、第2位を第2交渉権者として選定する。

(4) 結果通知

選定実施後、10月31日(月)までにメールまたは書面にて通知する。なお、審査内容及び経過に関する問い合わせ及び採否についての異議申し立て等は受け付けない。

9 辞 退

本企画提案の参加を辞退する場合は、速やかに【様式4】「辞退届」を本要領の4(4)で定める提出先に提出すること。

10 失 格

次のいずれかに該当した事業者は失格とする。

(1) 契約締結までの間に、本要領3で規定する、参加資格を満たさなくなった場合

- (2) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- (3) プレゼンテーションを欠席した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合

11 その他留意事項

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の作成に要する経費、参加申込みに要する経費は参加者の負担とし、提出された資料は返却しない。
- (3) 採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。
- (4) 本業務は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。
- (5) 契約保証金について

沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）の定めるところにより、当該業務委託契約金額（消費税含む金額）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

ただし、次の事項に該当する者は、契約保証金を免除する。

- ① 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 契約の相手方が国、地方公共団体（独立行政法人、国立大学法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 スケジュール

| | |
|----------------------------|--------------------------|
| 令和4年 8月26日(金) | 公告 実施要領、仕様書等をホームページ掲載 |
| 8月29日(月)～ 9月9日(金) 17時まで | 質問受付期間 |
| 9月16日(金) 17時 | 質問書への回答期限 |
| 9月21日(水) 17時 | 参加表明書及び添付書類の提出期限 |
| 9月28日(水) | 参加資格結果通知 |
| 10月11日(火) 15時 | 企画提案書の提出期限 |
| 10月25日(火) 14時～ | 企画提案書のヒアリング(プレゼンテーション審査) |
| 10月31日(月) | 企画審査の結果通知期限 |

【別 添】

企画提案書の目次

表 紙

1. 目 次
2. 応募に参加するに当たっての企業方針及び取り組み姿勢
3. 会社概要及び受託実績
4. 受託体制
 - (1) 受託検査施設、人員等の体制について
 - (2) 検査成績の保証をする、CAP (米国臨床病理医協会)、ISO 15189 等の認定状況
 - (3) 外部精度管理調査への参加状況
 - (4) 受託検査測定法の一致率について
5. 病院との連携
 - (1) 検査システムへマスタ登録、変更、紐付け、電子カルテ更新等の対応について
 - (2) 検体の集荷から検査結果の報告までの流れ
 - (3) 検査結果に疑義が出た場合の対応について
 - (4) 夜間、休日の対応について
6. 個人情報の管理体制と法令遵守に向けた取り組みについて
7. 安全管理及び非常時の対応について
8. 社員の健康管理、感染対策について
9. 社員の教育研修体制について
10. 病院への業務改善提案等について
11. 本契約によって当院が得られる効果 (メリット) について
12. 受託検査一覧表並びに見積金額